# 会 議 録

会議の名称政策調整会議			
開催日時 令和4年8月17日(水) 午前8時54分~9時46分			
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
開催場所 朝霞市役所 別館3階 市長公室			
宮村市長公室長、田畑副審議監兼危機管理室長、			
須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、	須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、 麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、		
麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、			
宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、			
益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長	5 \		
神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長			
(担当課1)			
小野澤総務部次長兼契約検査課長、中川職員課長、出 席 者	小野澤総務部次長兼契約検査課長、中川職員課長、		
出席者佐藤同課長補佐			
(担当課2)			
河田市政情報課長、大井田同課長補佐、	河田市政情報課長、大井田同課長補佐、		
細田同課市政情報係長、石井同課広聴統計係長			
(事務局)			
関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、			
福田同課政策企画係長、横田同課同係主事			
へ ** よ の 1 市職員の定年引上げに係る基本方針(案)			
会 議 内 容 2 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)			
【議事1】	【議事1】		
・職員の定年引上げに係る基本方針(案) 【議事2】			
		・【資料1】個人情報の保護に関する法律について	
<ul><li>【資料2】個人情報ファイル簿</li></ul>			
会 議 資 料 ・【資料3】 (仮称) 個人情報取扱管理簿			
・【資料4】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)に			
・【資料5】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)			
・【資料6】朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)の概	要		
・【資料7】個人情報保護条例等改正スケジュール			
・【資料8】個人情報の保護に関する法律			

				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
_	■要点記録					
会	議	録	0)	□電磁的記録での保管(保存年限	年)	
// <del></del>	45	+	針	電磁的記録から文書に書き起こした	□会議録の確認後消去	
作	成	方		場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後 か月	
				会議録の確認方法		
				出席者の確認及び事務局の決裁		
7	<i>a</i>	/i.b	<i>a</i>			
そい	Ø)	他	(T)			
必	要	事	項			

# 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

#### 【議題】

1 市職員の定年引上げに係る基本方針(案)

#### 【説明】

(担当課1:佐藤職員課長補佐)

職員課では、7月11日開催の政策調整会議での意見を踏まえ、改めて基本方針(案)の見直しを行い、7月21日から8月1日までの期間で、職員の意見を聴く機会を設けた。 結果として、職員からの意見申出はなかったが、定年引上げについて周知する良い機会になったと考えている。

それでは、基本方針(案)について、前回からの主な変更点を説明させていただく。

はじめに、「1 定年引上げの目的と国の動向」については、定年引上げの目的を明確にするため、タイトルを変更するとともに、定年引上げに係る国の動きとして、平成30年に人事院が国会及び内閣に対して行った「意見の申出」に係る記載を、ひと段落目の後半に追加した。

次に、「3 制度改正の概要」の「(2)」の「③ 暫定再任用制度への移行」について、タイトルを「再任用制度の廃止と暫定再任用制度への移行」から変更するとともに、一つ目の説明文の後半部分の表記を変更している。

また、二つ目の説明文にある暫定再任用制度については、前回会議での意見や他市の状況等も踏まえ、今後さらに検討を進めた上で制度を作っていく必要があると判断し、この基本方針(案)では、「制度の検討を継続」するとの表記に変更している。

暫定再任用制度は、定年引上げの開始に合わせ、令和5年度から運用を開始することとしているが、令和5年度においては、格付けを含め、現行の再任用制度をそのまま移行するかたちとしていることから、令和5年度に向けて策定するこの基本方針(案)とは分けて、検討していくこととした。

この変更に関連して、3ページの「<参考>」の(1)の表中、部長級の暫定再任用の欄についても、「課長補佐級又は係長級」と変更した上で、注釈をつけている。

前回との主な変更点については、以上である。

# 【意見等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

2 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例 (案)

## 【説明】

(担当課2:河田市政情報課長)

本市では、平成9年4月1日に朝霞市個人情報保護条例が施行され、今日まで各実施機関において個人情報の適正な収集等に努めてきた。

他方、国においては、社会全体がデジタル化する中で「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和3年5月19日に公布された。

地方公共団体は、令和5年4月1日からは、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けるが、法では一部の事項については地方の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができるとされていることから、法の趣旨を踏まえ、一部につき条例で規定した。

条例で規定するものは、法第108条の規定により、法第77条の開示請求の手続、第83条の開示決定等の期限、第84条の開示決定等の期限の特例、第91条の訂正請求の手続、第94条の訂正決定等の期限、第95条の訂正決定等の期限の特例、第102条の利用停止決定等の期限、第103条の利用停止決定等の期限の特例のほか、第89条の手数料、第129条の地方公共団体に置く審議会等への諮問、第165条の施行の状況の公表となる。

条例の改正内容の説明に先立ち、はじめに制度の概要を説明させていただく。

資料1の1ページ中ほど、【主な改正事項】の、1の定義の一元化であるが、法改正に伴い、個人情報の照合の扱い及び死者の個人情報の取り扱いなどの定義が統一されることとなる。

2の個人情報の取扱いの①の個人情報の保有制限では、現行条例は、本人からの直接収集を原則とし、例外的に本人以外から本人の情報を収集することができることとされている。

改正法では、「法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため、必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。」また、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならず、利用目的に照らし必要最小限のものでなければならない。」と規定され、個人情報全般について保有の制限をしているほか、適切な取り扱いが求められている。

次に、②の個人情報の利用及び提供の制限であるが、現行条例及び改正法ともに、目的 外の利用や提供を制限しているが、例外の事由はそれぞれ異なる。

現行条例では、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に目的外利用又は外部提供ができる旨の規定があるが、改正法には同様の規定はない。

この点については、改正法では「個人情報の利用、提供について類型的に審議会等への 諮問を義務付けることは許容されない」こととなる。

次に、2ページの③オンライン結合だが、現行条例では、オンライン結合を実施する際

は、「法令に定めがある場合」や、「実施機関が審議会の意見を聴いて個人情報取扱事務の 目的を達成するために必要であり、欠くことができないと認めるとき」としているが、改 正法には同様の規定はない。

次に、中ほど3の個人情報ファイル簿だが、現在、市では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする際は、現行条例に基づき、約1,100件の「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、運用し、その案件に応じ審議会で審議及び報告をしているが、改正法では、これまでの事務単位でなく、保有する個人情報ファイル単位で取り扱う個人情報の作成及び公表を行うことが、義務付けられることとなる。

なお、個人情報ファイルとは、「電子計算機を用いて特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの」及び「氏名、生年月日等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの」を指し、基本的にはデータベースのことを指すが、紙であっても通常の事務を行う上で検索可能な状態で個人情報を保有している場合は、個人情報ファイルに該当する。

そのため、一つの事務において複数の個人情報ファイルを保有しているような場合は、 複数の個人情報ファイルを作成しなければならなくなる。

次に、4の開示・訂正・利用停止請求である。

- ①の開示請求は、自分の情報が記載された公文書の開示を求める請求である。
- ②の訂正請求は、実施機関が管理する自己情報に誤りがあるときに、訂正を求める請求である。
- ③の利用停止請求は、適正に収集されていない個人情報について、実施機関に対し、利用の中止や消去などを求める請求である。

法改正により、開示請求等に対する決定等の期限や、開示請求等に係る手数料の額を、 条例で定める必要がある。

次に、3ページ5の行政機関等匿名加工情報について、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益に支障がない範囲で、保有個人情報を特定の個人が識別かつ復元できないように加工した上で、民間事業者に提供し、その活用を促すものである。

匿名加工情報データを利活用することで、新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることを目的に、改正法に規定されているが、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、義務ではなく、任意で提案募集等を行うこととされているため、本市ではその必要性につき情報収集を行っていきたいと考える。

次に、6の審査会だが、現行では、個人情報保護制度における開示決定等に対する審査 請求がなされた際、行政不服審査法第9条に基づき審理員による審理手続きを経て、審査 会に諮問を行っているが、改正法では、審理員による審理手続きの規定の適用が除外され る。

そのため、個人情報保護制度については審理員による審理手続きは行わず、審査会への 諮問を行うこととなるが、情報公開制度には変更がないため、改正後も現行制度のままの 審理員による審理手続きを行い、審査会への諮問を行うこととなる。

次に、7の審議会だが、改正法では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところによ

り、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、法改正後も条例で規定を設けた場合に、審議会を設置することが可能となっている。

次に、4ページの8の委員会との関係について、この委員会とは、個人情報の適切な管理と利活用を監督する国の機関である個人情報保護委員会のことを指す。

これまで、個人情報の取り扱いは現行条例を根拠に運用してきたが、法改正に伴い、個人情報保護委員会が法の所管となるため、令和5年4月以降は法に基づき、個人情報の取り扱いを運用していくこととなる。

なお、個人情報保護委員会は、必要に応じ、地方公共団体へ情報提供又は助言等の役割 を担うこととなっている。

次に、9の施行条例について、これまで説明してきたが、定義の一元化や、個人情報の 取り扱いについての大部分は、改正法に基づく運用となるが、各地方公共団体の条例で、 手数料などについて、規定することができることとなっている。

しかしながら、施行条例で定めるに当たり、改正法の趣旨の範囲を超えて、各地方公共 団体が独自に規定することができるわけではなく、法の趣旨が許容する範囲内において、 制定しなければないものとなっていることから、①の施行条例で定める必要がある事項及 び②の施行条例で定めることができる事項では、その主なものを明示している。

その他こちらに記載はないが、実施機関から議会、土地開発公社は除外されるが、情報 公開制度では引き続き、実施機関に議会、土地開発公社が含まれることとなっている。

続いて資料2は、令和5年4月1日から市で使用する、個人情報ファイル簿の案だが、 改正法では、1,000人以上の個人情報を取り扱う場合は、「個人情報ファイル簿」を作 成・公表することが義務付けられる。

続いて資料3は、市で使用する、「個人情報取扱管理簿」の案だが、市で取り扱う個人情報を把握できるものである。

これまでの個人情報取扱事務登録簿では様々な様式があり、管理及び内容が複雑であったことから、今回の法改正にあわせて令和5年3月31日で個人情報取扱事務登録簿を廃止し、令和5年4月1日以降は、個人情報ファイル簿及び「個人情報取扱管理簿」で個人情報の管理を行っていきたいと考えている。

なお、個人情報ファイル簿は、市のホームページでの公表を行い、「個人情報取扱管理簿」 は基本的に内部事務で利用していくこととなる。

それでは、個人情報取扱管理簿について説明させていただく。

様式の1番左側の「事務事業名」は、実施計画の事務事業名を考えている。

また、右側から4及び5列目の、目的外利用や外部提供の有無などについても、この管理簿で把握できるようになっている。

「個人情報取扱管理簿」は9月に各課に照会を行うため、現在件数は未定であるが、実施計画の事務事業は約400件となっている。

続いて、資料4及び5朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について、各 条文の説明をさせていただく。 第1条の「趣旨」では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める ことを規定している。

第2条の「定義」では、法及び政令で使用されている用語の例によることを規定している。

第3条の「開示請求の手続」では、法の規定に加え、条例で必要な規定を定めることが 許容されているので、開示請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第4条の「開示請求に対する措置としての通知における通知事項」では、開示請求にかかる個人情報が不開示情報に該当しなくなる期日があらかじめわかる場合は、その期日を通知することを規定している。

第5条の「開示決定等の期限に関する特例」では、開示決定等の期限やその特例について規定している。

法では、条例で法よりも短い期間を定めることが許容されている。

また、起算日について、法では、「請求があった日の翌日」とされ、現行条例では、請求 があった日」とされている。

この条では、開示決定等の期限については、現行条例と同様の日数、特例については、 開示決定等の期限に法で定められた30日を加えた期間とし、さらに、起算日については 法にならい「請求があった日の翌日」とし、初日を不算入とする形で規定している。

そのため、施行条例では、現行条例と同様の日数とするため、「14日以内」と規定している。

第6条の「開示請求に係る手数料等」では、法では、手数料は、条例で定めることとされているが、本市では、現行条例と同様に手数料は無料とし、写しや送付に係る費用を請求者の負担とすることを規定している。

第7条の「訂正請求の手続」では、法の規定に加え、条例で必要な規定を定めることが 許容されているので、訂正請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第8条の「訂正決定等の期限に関する特例」では、訂正決定等の期限やその延長について規定しているが、内容は、第5条と同様である。

第9条の「利用停止請求の手続」では、法の規定に加え、条例で必要な規定を定めることが許容されているので、利用停止請求書の記載事項等について規則で定める旨を規定している。

第10条の「利用停止決定等の期限に関する特例」では、利用停止決定等の期限やその 延長について規定しているが、内容は、第5条と同様である。

第11条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問」では、審議会への諮問が可能な事項について規定している。

次に、附則第1条の「施行期日」については、この施行条例の施行期日を規定している。 次に、附則第2条の「朝霞市個人情報保護条例の廃止」については、法の施行に伴い、 現行条例を廃止するため規定している。

次に、附則第3条の「朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置」については、職員や受託者等の責務や罰則の経過措置について規定している。

次に、附則第4条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正」について

は、個人情報保護条例の廃止及び個人情報保護法の施行、本施行条例の施行に伴い、改正 するものである。

内容は、審議会の設置に関連する法令の変更や、所掌事務について規定している。

次に、附則第5条の「朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置」については、現行条例のもとに諮問された個人情報保護制度の運営に関する重要事項の答申について、改正後の審議会条例において諮問事項とされている場合に限り、施行条例の施行後も、継続して審議を行い答申することを規定している。

次に、附則第6条の「朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部 改正」については、個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に伴 い、安全管理及び秘密保持義務を改正するものである。

内容は、秘密保持義務等について、適用される法令を、現行条例から個人情報の保護に 関する法律に変更し、安全管理措置について追加で規定している。

次に、附則第7条の「朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部 改正に伴う経過措置」については、指定管理者等の秘密保持義務についての経過措置を規 定している。

続いて、令和4年8月5日に朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る例規検 討会で、条例案の検討を行ったが、その際の主な質疑の概要を報告する。

- ①条例議案の上程時期及び条例に規定する手数料の近隣市の状況についての質疑に対しては、上程時期は12月、手数料については実費での徴収を定める市が多いと回答した。
- ②公開請求等の期間が14日間となっているが、期間は短くないのか、との質疑に対しては、現行の条例の期間に合わせて設定しており、現状の期間については特に問題ないと認識していると回答した。
- ③個人情報の保護に関する法律第60条第5項に規定する地域の特性等の配慮についての質疑に対しては、条例要配慮個人情報については、朝霞市では該当がないと考えていると回答した。
- ④罰則についての質疑に対しては、法律の罰則の規定をそのまま採用していると回答した。

続いて資料6、この度の、条例の制定にあたりパブリックコメントを実施したいと考えている。

パブリックコメントでは、1ページの1として個人情報保護法の改正によって変わること、2として現行の朝霞市個人情報保護条例との変更点及び3ページの3としてスケジュールについてそれぞれ説明するとともに、4ページの参考資料として関連法規の条文や個人情報ファイル簿を提示したいと考えている。

なお、実施時期は8月23日から9月21日を予定している。

最後に資料7だが、パブリックコメント後の10月4日の政策調整会議では、パブリックコメントを受けての条例の最終案と規則案につき説明をさせていただく。

その後、庁議、審議会を経た後、罰則の規定につき、さいたま地方検察庁と協議を行っていきたいと考えている。

なお、条例案は、3月議会に上程し、議決後に改正された条例の内容について、審議会

の学識経験者の委員による職員を対象とした、研修会を開催したいと考えている。 説明は以上である。

## 【意見等】

(益田上下水道部長)

資料1、主な改正事項2の①個人情報の保有制限についてだが、現行条例では収集方法 について、保護法では保有制限について説明しており、対比になっていないのではないか。 (担当課2:河田市政情報課長)

修正させていただく。

(益田上下水道部長)

現行条例と比べて保護法が後退してしまう部分があると思うが、その点について考えはあるか。

(担当課2:河田市政情報課長)

現行条例と比べて保護法が後退してしまう部分として、死者の情報を個人情報として扱わなくなる点があげられる。

また、オンライン結合は審議会にかけずに行うことになったが、条例改正後も審議会への報告事項とすることから、今後も第三者の目は確保できており、問題はないと考えている。

それ以外では後退するような内容はないと考えている。

(益田上下水道部長)

今までは審議会の方針を最大限尊重することによって担保されていた公正性を今後はど のようにして確保していくのか。

(宮村市長公室長)

今回の法律では、審議会に一律で可否を委ねることを条例にうたうことができないこととなっている。

今後は国の委員会に助言を求めながら所管課及び市政情報課で実施について決定していかなければならないが、決定した事項について審議会に報告するため、十分慎重な審議が必要になり、公平性は確保できると考えている。

(太田議会事務局長)

今回の変更において、今後、審議会で新たに行うこと及び行わなくなることを具体的に 教えていただきたい。

(宮村市長公室長)

いままでは、目的外利用や外部提供やオンライン結合などについては、類型を定め、審議会での報告事項としていた。

類型以外のものについては、審議会での審議後、了解をいただき実施していたが、今後は、その部分がなくなるので、慎重な対応が必要となってくる。

(太田議会事務局長)

議会については、法律の対象外となるため、条例制定に向け調整を行っている。

(宮村市長公室長)

同様に土地開発公社も対象外となっている。

# (益田上下水道部長)

新たに帳票を作成することになると日程がタイトになる。

帳票の作成について早めに動きだしてほしい。

# (宮村市長公室長)

すでに各課に対し、調査を行い、数などについては把握してきている。

それをもとに早めに対応していくよう、働きかけていきたい。

# (宮村市長公室長)

帳票の作成などについて、職員向けの説明会を行う予定はあるか。

(担当課2:河田市政情報課長)

現在のところ、行う予定はないが、各課の状況を踏まえ検討させていただく。

# (益田上下水道部長)

事務負担の観点から、帳票に外部委託先の名称を記入する必要はないのではないか。

(担当課2:河田市政情報課長)

個人情報をどこの事業者に渡しているかを把握しておくことが重要であるため、外部委 託先は記入する必要があると考える。

また、委託先等が変更となった場合にメンテナンスしやすいような書式に変更している。 (太田議会事務局長)

罰則の規定について、さいたま地方検察庁と協議を行うと説明があったが、どのような 協議が必要なのか。

(担当課2:河田市政情報課長)

条例に規定しているので、条例として検察庁に届ける必要がある。

通常、条例の協議期間は2か月ほどだが、法律に準じた条例であるため、数日での協議 を見込んでいる。

## (須田総務部長)

議会への上程は12月に早めることはできないのか。

(担当課2:河田市政情報課長)

検討させていただく。

(清水市民環境部長)

住民説明会は行わないのか。

(担当課2:河田市政情報課長)

他の事例等を踏まえ、検討させていただく。

#### 【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

#### 【閉会】